

(平成26年12月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

四国（高知）国民年金 事案 542

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料が未納となっているため納めるようにとの連絡を受けたので、父にお金を借り、A村役場（現在は、B市役所）で保険料をまとめて納付した。領収書は、返金するまで父に預かってもらい、私は保険料を納付したことを用紙にメモをして持つこととしたが、返金することなく父が亡くなった。父に預けた領収書は見付からないが、当時のメモがあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿に記載されている受付年月日から判断すると、昭和58年4月頃に払い出されたものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料をA村役場において現年度納付することが可能である。

また、申立期間は12か月と短期間である上、申立人が所持する用紙には、「国民年金C氏の分S59.4月～60年3月分¥74,640円 A村役場で支払う」と記載されており、申立人は、当該メモについて、「メモをした用紙は、昭和50年に退職した際、会社から、一生大切に保管するようにと渡されたものであり、退職後も大事に保管していたので、当該用紙の余白に記載していたら間違いないと思い、私が、申立期間の国民年金保険料を納付した後にメモをした。」旨主張しているところ、i) メモの金額は、申立期間の保険料額と一致すること、ii) 前述のとおり、申立期間の保険料を同役場で現年度納付することが可能であること、iii) 当該用紙は、退職後の公的年金等に関する手続について印刷されており、その内容及び印刷されている会社名並びに経年劣化の状態から、申立人の主張のとおり、同年に退職した際、会社から渡されたものと

推認できるため、申立期間当時において、当該用紙にメモをすることが可能であることから判断すると、メモの内容及び申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1265

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 16 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「賞与支給日に在籍している勤務期間の短い社員には、寸志程度の額を支給しているので、申立人が当社において、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を平成16年10月18日に取得していることから、申立人に係る最初の賞与は同年12月に支給したと思われる。」と回答していること、申立期間において、同社の在籍期間が6か月未満で、申立人の前後で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚二人の供述、これらの同僚が所持する当該賞与支給に係る資料等から判断すると、申立人は、同社から同年12月16日に3万円の賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「申立期間の賞与に係る資料は残っていないため保険料を納付したか否かについては不明であり、社会保険事務は当社の顧問社会保険労務士に委託している。」としており、同社の顧問社会保険労務士は、「同社の賞与支払届の作成に当たり元資料となる同社査定表において、申立人の氏名が無いため、申立人の申立期間に係る賞与支払いの届出は行っていない。」旨回答していることか

ら、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1266

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月17日に労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年3月14日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月17日から20年3月14日まで

夫の年金記録について、日本年金機構B事務センターから、A社の厚生年金保険資格喪失日を昭和19年5月1日に設定したいと連絡があったが、同年4月から第1回C大空襲で同社が焼失する20年3月*日まで勤務していたと記載された夫のメモがあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかったものの、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、同社における資格取得日が昭和19年4月17日と記載され、資格喪失日が記載されていない、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

一方、申立人がA社の次に勤務したD社において、申立人と同じ期間勤務していた同僚である申立人の姉は、「申立人は、第1回C大空襲でA社が焼失する

昭和 20 年 3 月 * 日まで勤務していた。」と回答しているところ、申立人が書き残したメモによると、同社における勤務実態に係る記述は具体的であり、不自然な点がないことから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、前述の旧台帳には、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が存在しないことを理由として、全部照合不能台帳に認定された旨の記載が確認できる上、旧台帳で同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても存在が確認できないことから、同被保険者名簿は復元されていないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人に係る記録であり、事業主は、申立人が昭和 19 年 4 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、また、申立人の A 社における同被保険者の資格喪失日は 20 年 3 月 14 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の旧台帳の記録から 30 円とすることが妥当である。

四国（高知）厚生年金 事案 1267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 6 月 29 日まで
② 平成 3 年 11 月 11 日から 13 年 1 月 21 日まで

A社で勤務していた申立期間①及びB社で勤務していた申立期間②における標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額より低額となっているので、同月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が当時の報酬月額と比較して低額であることに納得できないと主張している。

しかしながら、i) A社は、昭和 60 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、平成 3 年 7 月 * 日に破産終結していること、ii) 申立人は、給与明細書等の資料を所持していない上、同僚への照会を希望しておらず、同僚から供述を得ることができないこと、iii) 申立期間の課税関係資料について関係機関に照会したものの、保存期限を経過しており廃棄されていることから、申立人の申立期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者資格取得日及び同資格喪失日が申立人と同日である男性 26 人、並びに申立人が名前を挙げた同僚 2 人の申立期間①の標準報酬月額の記録を検証したところ、申立人と同額程度又は低額で記録されており、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの被保険者の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

申立期間②について、申立人は、平成 7 年分の所得税の確定申告書（控え）

を提出し、当該申告書に記載された給与の支払金額に基づき、申立期間の標準報酬月額が当時の報酬月額と比較して低額であることに納得できないと主張している。

しかしながら、前述の確定申告書には、所得から差し引かれる金額の合計額が記載されているものの、当該金額は、社会保険料控除額以外に生命保険料控除額等を含んでいると考えられ、申立人の平成7年の厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、i) B社は、平成15年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 申立人は、給与明細書等の資料を所持していない上、元事業主及び同僚への照会を希望しておらず、これらの者から供述を得ることができないこと、iii) 申立人が給与振込先として挙げた複数の金融機関に照会したものの、いずれも申立期間における給与振込額を確認できないこと、iv) 申立期間の課税関係資料について関係機関に照会したものの、保存期限を経過しており廃棄されていることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人の標準報酬月額は、申立期間②のうち、平成4年10月1日から5年10月1日までの期間については、厚生年金保険の標準報酬月額の当時の上限額であることから、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

加えて、オンライン記録から、申立期間②においてB社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の標準報酬月額を検証したところ、申立人と同額程度又は低額で記録されており、申立人の標準報酬月額のみが、ほかの被保険者の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、オンライン記録を確認しても、申立期間②の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1268

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月
② 平成 16 年 8 月

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、同社は、平成 21 年 12 月 31 日付けで解散し、23 年 9 月 16 日付けで清算終了しているため、申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された申立人に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料等の金額からは、申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の事実を推認することができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 55 年 1 月 29 日から 57 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、A社に正社員として継続して勤務し、申立期間②について、B社のC営業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「Dでは、途中で辞めたことはなく、継続して勤務していた。Eに勤務したことは無い。」旨主張しているが、A社に係る法人登記簿謄本によれば、同社は昭和 54 年 1 月 16 日に商号をF社に変更していることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、昭和 54 年 1 月 17 日に事業所名称をF社に変更処理がなされていることが確認できる上、申立人と同様にA社からB社に異動したことが厚生年金保険の被保険者記録から確認できる同僚 33 人全員が、A社における厚生年金保険の被保険者資格を同年 1 月 1 日に喪失している。

さらに、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の元代表取締役は死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、前述の同僚 33 人は、申立人と同様にB社が新たに厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 5 月 1 日に同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、当該同僚のうち 18 人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄に、同

社における同被保険者資格を喪失した同年1月1日に健康保険任意継続被保険者の資格を取得した旨の記載が確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できないところ、申立人のB社における同被保険者記録は、昭和54年2月1日資格取得となっていることから、申立期間①のうち、同年2月1日以降はB社に勤務していたことが確認できるが、前述のとおり、同社は同年5月1日まで厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、前述の同僚33人及び複数の同僚がB社の経理担当者として名前を挙げた同僚等を含め連絡先が判明した26人に照会を行い、13人から回答を得られたが、そのうち2人はそれぞれ、「申立期間①に支給された給与からは、厚生年金保険料は控除されていなかった。」、「申立期間①については、健康保険の任意継続に加入していた覚えがある。」旨供述している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「DのC営業所では、3年から5年勤務した。退職後に失業保険を4か月受給した。」旨主張しているが、申立人のB社における雇用保険の被保険者記録は、昭和55年1月28日離職となっており、申立人の厚生年金保険被保険者記録と符合している。

また、B社を合併したG社は、「当社の人事システムでは、申立人の在籍は確認できない。」旨回答しており、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の回答が得られた同僚13人のうち、申立人を記憶する者は4人いるものの、申立人の勤務期間を具体的に記憶する者はおらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述が得られない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。